

# 令和元年 6 月議会

## 教育こども委員会報告資料

### 【 任意報告 】

○幼児教育・保育の無償化について . . . . . 1 頁

○土地の処分について . . . . . 2 頁

○児童虐待死亡事例等の検証について . . . . . 3 頁

※別冊資料「児童虐待による死亡事例等検証報告書」

## こども未来局

# 幼児教育・保育の無償化について

## 1 趣旨

幼児教育・保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が成立し、本年10月からの実施が決定されたため、その概要を報告するもの。

## 2 無償化の概要

年齢	所得	利用施設	保育の必要性の認定	無償化の内容	
3 ～ 5 歳	全ての子どもたち	幼稚園	※新制度移行済	不要	無償
			新制度未移行		月額上限25,700円
		保育所・認定こども園等		必要	無償
		企業主導型保育事業			利用者負担相当額まで無償 ※年齢により異なる
		認可外保育施設等 (一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等)			月額上限37,000円
幼稚園の預かり保育事業		月額上限11,300円			
0 ～ 2 歳	住民税非課税世帯	保育所・認定こども園等		無償	
		企業主導型保育事業		3～5歳と同じ	
		認可外保育施設等 (一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等)		月額上限42,000円	

※新制度とは、平成27年4月にスタートした、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度をいい、幼稚園は、「新制度へ移行する幼稚園」と「新制度へ移行しない幼稚園」があり、どちらを選択するかは各幼稚園が決めることとなっている。

## 3 3～5歳児の副食費について

保育園：これまで保育料に含まれていたが、保護者が施設に支払うこととなる

幼稚園：これまでと同じく保護者が施設に支払い

※低所得者世帯等については、副食費相当額を免除又は助成

## 4 就学前の障がい児の発達支援について

児童発達支援センター等を利用する子どもたちの利用料を無償化

(幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合はともに無償化)

※0～2歳児は住民税非課税世帯のみ対象

## 5 スケジュールについて

令和元年7月：各施設へ制度概要等を説明、各施設を通じ保護者へ周知  
市政だより(8/1号)にて制度概要等を周知

9月：関係条例・規則の改正(福岡市立保育所条例など)

10月：無償化スタート

## 土地の処分について

### 1 趣旨

こども未来局所管の松月保育園跡地について、一般競争入札を実施し、処分したので報告するもの。

### 2 処分地の概要

- (1) 所在地 福岡市博多区博多駅前三丁目 215 番 1 (こども未来局所管)  
同 所 2002 番 (道路下水道局所管)
- (2) 地 目 215 番 1 : 宅地  
2002 番 : 公衆用道路
- (3) 面 積 594.11 m<sup>2</sup>  
( 215 番 1 : 558.83 m<sup>2</sup> )  
( 2002 番 : 35.28 m<sup>2</sup> )
- (4) 処分価額 2,250,100,000 円  
( 215 番 1 : 2,116,482,441 円 )  
( 2002 番 : 133,617,559 円 )
- (5) 処分の相手方 石川県金沢市大和町 1 番 5 号  
アパホーム株式会社
- (6) 契約締結日 平成 31 年 3 月 15 日
- (7) 見 取 図 以下のとおり



# 児童虐待死亡事例等の検証について

## 1 児童虐待死亡事例等検証の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律に、国及び地方公共団体の責務として、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものと規定されている（第4条第5項）。

## 2 検証体制及び方法

福岡市こども・子育て審議会権利擁護等専門部会（学識経験者等6名で構成）において検証を行う。

専門部会は、事務局からの情報提供や、必要に応じ関係者からのヒアリング等により、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行う。

## 3 年度別の検証対象事例数（児童数）

年 度	心中以外の虐待死	心中による虐待死	重 篤	計
平成26年度	0件（0人）	2件（2人）	0件（0人）	2件（2人）
平成27年度	0件（0人）	0件（0人）	0件（0人）	0件（0人）
平成28年度	0件（0人）	0件（0人）	0件（0人）	0件（0人）
平成29年度	1件（1人）	0件（0人）	0件（0人）	1件（1人）
平成30年度	0件（0人）	0件（0人）	0件（0人）	0件（0人）

## 4 事例の概要

平成29年7月13日午後9時33分頃、「娘が呼吸をしていないようだ」と本児の父が119番通報。救急隊が駆け付けた時は心肺停止状態であり、搬送先の病院で死亡が確認された。司法解剖の結果、死因は心臓破裂で、母が本児の胸やお腹の部分を踏みつけたことによるものであった。

平成30年10月に福岡地方裁判所において、母に懲役7年の判決（求刑12年）が言い渡され、判決が確定した。

## 5 検証報告書の概要

### 平成29年7月 生後4か月児死亡事例

#### (1) 事例の経過（福岡市における関与）の概要

平成29年3月に本児は出生後、低出生体重等のため、約一か月間小児科に入院。退院後、母の育児技術に不安があること等から、小児科より自宅のあるA区及び本児と母が過ごしていた母方実家のあるB区の地域保健福祉課に保健師訪問支援等を依頼する連絡があった。平成29年4月、B区地域保健福祉課が母方実家を訪問し、本児、母、母方祖母と面接する。その後、母子が自宅に戻ったため、平成29年5月にB区地域保健福祉課はA区地域保健福祉課に引継ぎを行った。

A区地域保健福祉課は平成29年5月から6月にかけて数回電話をするも連絡がつかなかったため、平成29年7月6日に事前連絡しないまま家庭訪問。本児、母、父と面接する。その際、本児の額に外傷治療後のワンタッチパッドが貼られていることや両頬と右首のひっかき傷を認めたが、既に医療機関を受診し、本児には手袋をつけるなど適切に対処されていると考え、本児のけがや養育環境については、翌週に予定されていた4か月児健診においてさらに確認することとした。

平成29年7月13日事件発生。

#### (2) 提言（今後の課題）の概要

本事例について、福岡市に対し、次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

##### ① 養育者の特性を考慮したリスクアセスメント及び専門性の向上

本事例のように目立ったサインがなくとも、養育力の低さに危うさを関係者が感じる際は、養育者の特性を把握し、それに応じた有効な支援を提供するために、必要に応じ精神科医師の診察を勧められたい。

保健師には、コミュニケーションがとりにくい養育者にどのような支援が必要か、周りのサポートはあるのかなど、リスクアセスメントする力が求められる。

子育て世代包括支援センターを担う保健福祉センターにおいては、養育者のエピソードからある程度の知的能力の判断が可能な、例えば児童相談所において児童福祉司や児童心理司の経験が5年以上の職員をスーパーバイザーとして配置することを検討されたい。加えて、アセスメント力向上のための職員研修も強化されたい。

特にリスクの高い妊産婦への支援にあたっては、周産期メンタルヘルスについて、精神疾患、産後うつ、知的障がいや発達障がいなどの包括的な知識が必要であるため、関係者に対する十分な研修を行われたい。

##### ② リスクアセスメント、ニーズアセスメントに基づいた支援計画と在宅支援

母の養育力のリスクと養育環境に応じたニーズを的確にアセスメントし、養育支援計画を策定することが必要である。妊婦や養育者への支援を早期に開始するために、養育力に危うさを感じられるケースに関しては、入院中であっても医療機関から情報を得る仕組みを整備し、退院前に養育支援計画を策定されたい。

養育力が不十分な母をきめ細かくフォローし、サポートするため、頻回に家庭訪問し、養育支援（家事や保育所送迎など）を行う在宅支援サービスが求められる。

- ③ 保健福祉センター間の引継ぎと支援の継続  
 ケース移管において、引継ぎ書類の内容は、養育者の特性やリスクの程度、どのような支援が必要なのか等について簡潔、具体的に伝える工夫が求められる。また、母が里帰り中で、自宅に戻ることを前提にした家庭訪問においては、自宅での養育環境を十分に確認して引継ぐ等の対応が必要である。  
 移管を受ける際は、できる限り双方の担当者が直接コミュニケーションをとって要点を確認するとともに、その内容を記録に残すよう徹底が求められる。
- ④ 乳児の外傷等に対する医療機関や保健福祉センターの対応  
 医療機関においては、子どもが小児科以外を受診した場合でも虐待を見逃さない仕組みの構築が必要である。院内に虐待対応の経験のある小児科医がいない医療機関もあるので、そのような場合は、児童虐待防止医療ネットワーク拠点病院の活用が求められる。  
 保健福祉センターにおいては、子どもが医療機関を受診していても、十分なリスクアセスメントを行い、支援を検討するとともに、虐待が疑われる場合は、子育て支援課やこども総合相談センターに情報共有を行う必要がある。

## 5 今回の提言に対する主な再発防止策

### 提言のまとめ

#### ①相談機関・職員の能力向上と組織的対応

- ・アセスメント力の向上
- ・保健福祉センター職員の虐待発見・対応に係る専門性の向上
- ・アセスメントに基づく養育支援計画の策定
- ・医療機関における虐待を見逃さない仕組みの構築

#### ②養育者の特性に応じた対応の強化

- ・知的障がいや発達障がい疑われる親

#### ③関係機関の連携強化

- ・保健福祉センター内の連携
- ・保健福祉センター間の引継ぎ
- ・医療機関との連携

#### ④子育て支援の強化

- ・支援計画に基づくサービスの導入

### 主な再発防止策

- ・保健福祉センター職員のアセスメント力向上など専門性強化のための研修の充実
- ・養育環境の変化に合わせた支援計画の見直しの徹底
- ・児童虐待防止医療ネットワーク事業を活用した医療機関への周知

- ・スーパーバイズ体制の充実

- ・要保護児童支援地域協議会を活用した情報共有とリスク管理
- ・引継ぎ書類に係る様式の見直し
- ・入院中に医療機関から情報を得る仕組みの整備(退院前の支援計画策定)

- ・在宅支援サービスの充実